

自己資本の構成に関する開示事項(2019年3月期)

【三井住友信託銀行】

(連結・国際統一基準)

(単位:百万円、%)

CC1:自己資本の構成(銀行連結)				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年 3月末	2018年 12月末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	1,848,276	2,011,854	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	733,435	733,435	
2	うち、利益剰余金の額	1,307,578	1,278,419	
1c	うち、自己株式の額(△)	-	-	
26	うち、社外流出予定額(△)	192,737	-	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	-	-	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	424,472	444,611	(a)
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,272,748	2,456,466	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	132,443	148,519	
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	69,376	84,024	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	63,067	64,494	
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	608	448	
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 31,820	△ 24,201	
12	適格引当金不足額	5,606	9,611	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	1,307	1,154	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
15	退職給付に係る資産の額	96,364	119,535	
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-	
18	少数出資金金融機関等の普通株式の額	-	-	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	
27	その他Tier1資本不足額	-	-	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	204,508	255,069	
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,068,239	2,201,397	

(単位:百万円、%)

CC1:自己資本の構成(銀行連結)					
国際様式の 該当番号		項目	イ	ロ	ハ
			2019年 3月末	2018年 12月末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項目
その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額	-	-	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	340,000	340,000	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
34-35		その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	13,400	12,543	
33+35		適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
33		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	-	
35		うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
36		その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	353,400	352,543	
その他Tier1資本に係る調整項目					
37		自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-	
38		意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
39		少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
40		その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-	
42		Tier2資本不足額	-	-	
43		その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	-	
その他Tier1資本					
44		その他Tier1資本の額((二)-(ホ)) (ヘ)	353,400	352,543	
Tier1資本					
45		Tier1資本の額((ハ)+(ヘ)) (ト)	2,421,640	2,553,940	
Tier2資本に係る基礎項目					
46		Tier2資本調達手段に係る株主資本の額	-	-	
		Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額	-	-	
		Tier2資本調達手段に係る負債の額	270,000	270,000	
		特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額	-	-	
48-49		Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額	2,936	2,764	
47+49		適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額	239,264	249,118	
47		うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	239,264	249,118	
49		うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
50		一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額	2,965	2,830	
50a		うち、一般貸倒引当金Tier2算入額	2,965	2,830	
50b		うち、適格引当金Tier2算入額	-	-	
51		Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)	515,167	524,713	
Tier2資本に係る調整項目					
52		自己保有Tier2資本調達手段の額	-	-	
53		意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
54		少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	-	-	
55		その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額	1,540	1,540	
57		Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)	1,540	1,540	
Tier2資本					
58		Tier2資本の額((チ)-(リ)) (ヌ)	513,627	523,173	
総自己資本					
59		総自己資本の額((ト)+(ヌ)) (ル)	2,935,268	3,077,114	

(単位:百万円、%)

CC1:自己資本の構成(銀行連結)				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		2019年 3月末	2018年 12月末	別紙様式 第十四号 (CC2) の参照項目
リスク・アセット				
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	19,529,822	19,111,660	
連結自己資本比率				
61	連結普通株式等Tier1比率 ((ハ) / (ヲ))	10.59%	11.51%	
62	連結Tier1比率 ((ト) / (ヲ))	12.39%	13.36%	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	15.02%	16.10%	
調整項目に係る参考事項				
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額	126,654	133,044	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	109,009	101,968	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-	-	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
76	一般貸倒引当金の額	2,965	2,830	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額	8,182	7,586	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額	98,006	94,581	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額	116,700	155,600	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額	257,372	343,163	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-	-	